大津市国民保護協議会条例を公布する。

平成 18 年 3 月 17 日

大津市長 目 片 信

## 大津市条例第10号

大津市国民保護協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律 第112号)第40条第8項の規定に基づき、大津市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織 及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

- 第2条 協議会の委員の定数は、50人以内とする。
- 2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。 (会長の職務代理)
- **第3条** 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第4条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。
- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (幹事)
- 第5条 協議会に幹事を置く。
- 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。 (部会)
- 第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ 部会長が指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

**第8条** この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。